

市場使用料あり方検討委員会「ワーキンググループ」設置要領

平成22年2月1日 21中管財第544号
改正 平成22年11月16日 22中管財第425号
改正 平成23年10月1日 23中管財第353号

(趣旨)

第1 「市場使用料あり方検討委員会設置要綱」第7第5項の規定に基づき、市場使用料あり方検討委員会において検討すべき事項につき、細目の調査研究等を目的として、ワーキンググループを設置する。

(組織)

- 第2 ワーキンググループは委員5名以内をもって構成する。
- 2 ワーキンググループに座長及び副座長を置く。
 - 3 座長はワーキンググループを代表する。
 - 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 5 1の委員のほか、特別の事項を調査、検討するため必要があるときは、ワーキンググループに臨時委員を置くことができる。
 - 6 委員及び臨時委員は、別表に掲げるとおりとする。

(委員)

- 第3 委員の任期は、ワーキンググループの設置期間とする。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も、同様とする。
 - 3 委員に対して、報償費を支給することができる。
 - 4 委員に対して、実費弁償として旅費を支給することができる。ただし、近接地内については、支給対象としない。

(ワーキンググループの運営)

- 第4 ワーキンググループは、座長が招集する。
- 2 ワーキンググループは非公開で行うものとする。ただし、ワーキンググループの決定により公開とすることができる。
 - 3 ワーキンググループの議事要旨は、原則公開するものとする。

(幹事)

- 第5 ワーキンググループの調査・検討を補佐するため幹事を置く。
- 2 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(事務局)

- 第6 ワーキンググループの庶務は、管理部財務課において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附則

この要領は、平成22年2月1日から施行する。

附則(22中管財第425号)

この要領は、平成22年11月16日から施行する。

附則(23中管財第353号)

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

別表(第2関係)

	氏名	役職	備考
委員	横山 彰	中央大学 総合政策学部 教授	座長
	野見山 敏雄	東京農工大学大学院 共生科学技術研究院 農業市場学研究室 教授	副座長
	西尾 チヅル	筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 教授	
	金井 満	公認会計士	
臨時委員	座長が必要と認めるもの		

別表(第5関係)

幹事	管理部長
	担当部長<特命>
	管理部市場政策課長
	管理部財務課長
	管理部財政調整担当課長
	事業部業務課長
	新市場整備部管理課長
	その他座長が必要と認めるもの